

■平成 28 年度図書館協議会にて「基本的には直営」と決定した理由

- 現時点での「指定管理」は商業的要素が強いため、望ましくない。
- 自治体が一貫して責任を持つ「直営」が望ましい。
- 学校との連携に取り組みやすい「直営」が必要である。
- 指定管理は、経費がかかる。
- 3～5 年の期限付き契約により、司書の知識やスキル等人材育成が寸断されな
い体制が必要である。
- 自治体が責任を持って運営する生涯学習拠点施設でなければならない。
- 歴史的資産（貴重資料）を永続的に保存管理するため、直営がふさわしい。
- 直営でなければ、市が図書館の意義や責務を認識し、図書館政策をサービスに
直結できる組織体制がとれない。
- 市は、質の高いサービス提供できる人材育成の仕組みを構築する責務がある。
- 新図書館が複合施設になる場合においても、司書が担う根幹的な図書館業務は
直営が望ましいが、賑わいを生み図書館を盛り立てる周辺業務は民間活用も
有りうる。



【図書館運営方針】

市に、館長及び司書を配置し、「直営・一部業務委託」体制を継続する。

市と図書館運営事業者の業務分担を明確にしつつ、生涯学習・文化振興の観点からも指導・監督する中で、事業者の専門的スキルを効率的且つ効果的に発揮させる、強力な連携体制により運営する。

- ① 市の図書館運営方針を事業者にダイレクトに伝える体制
- ② 事業者職員に対し一定の業務遂行管理及び監督できる体制
- ③ 図書館所蔵の歴史・貴重資料を適切に管理できる体制
- ④ 学校連携できる体制
- ⑤ 図書館が市民の居場所となり市の政策情報発信拠点となる体制